

第2号様式（第4条関係）

令和7年7月16日

（宛先）千代田町議会議長

森 雅哉 殿

（審査請求代表者）

住所 千代田町 [REDACTED]

氏名 畑中 弘司 

審 査 請 求 書

千代田町議会議員政治倫理要綱第4条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1. 審査対象議員の氏名 大谷 純一 議員
2. 違反していると疑う政治倫理基準
千代田町議会議員政治倫理要綱 第2条2号
3. 違反していると疑うに足る事実の概要
議員個人が発刊した広報誌に事実と異なる文章を記載し千代田町議会広報員会を侮辱した文章を掲載した件。同じく千代田町議会の批判を伺える文章の掲載の件
4. 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由
議員個人が発刊した広報誌に対し、各議員からの質問と訂正に対し明確な答えと対応を行なわないまま広報誌を配布し続けていた事。
5. 添付資料
 - (1) 証拠説明書（第3号様式）
 - (2) 著名簿（第4号様式）
 - (3) 審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料

第3号様式（第4条関係）

令和7年7月16日

（宛て先）千代田町議会議長
森 雅哉 殿

（審査請求代表者）

住所 千代田町 [REDACTED]

氏名 畑中 弘司



証拠説明書

千代田町議会議員政治倫理要綱第2条第1項に規定する審査対象議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料について、次のとおり説明します。

番号	文章の標目	文章の作成日	文章の概要	文章によって証したいこと
1	東京都の1億円と千代田町の1億円の重さが違う	6月号	大きな金額の予算を安易にしている、	金額に限らずどこの自治体も金額の重さは同じである。
2	町民に取材すれば「いいですね」というのは当たり前です	6月号	広報誌での町民への取材に対する批判	議会広報は町民の意見を大切にすること、広報誌が成り立たなくなる
3	不都合なことは議会紙にも載せない	6月号	千代田町議会広報誌に対する批判と冒涜	千代田町議会の広報委員会で審議された広報誌である
4	町長の下請けではない議会	6月号	町長と町の事業を応援しますと言っている議員がいる	記載された内容がどの一般質問でされたか示して頂きたい。
5				

第4号様式（第4条関係）

著名簿

千代田町議会議員政治倫理要綱第4条の規定に基づく下記の審査請求の趣旨に賛同し、著名します。

1. 審査対象議員の氏名 大谷 純一議員
2. 違反していると疑う政治倫理基準
 - ・千代田町議会議員政治倫理要綱第2条2
3. 違反していると疑うに足る事実の概要
 - ・議員個人が発刊した広報誌に事実と異なる文章を記載し千代田町議会広報員会を侮辱した文章を掲載した件。同じく千代田町議会の批判を伺える文章の掲載の件
4. 上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由
 - ・議員個人が発刊した広報誌に対し、各議員からの質問と訂正に対し明確な答えと対応を行わないまま広報誌を配布し続けていた事。

*千代田町議會議長に対し著名した者が、千代田町議会議員政治倫理要綱第4条に規定する千代田町議会議員、定数4分の1以上の者の連署であるかどうかを確認することに同意します。

番号	著名年月日	住所・氏名	生年月日	有効無効確認欄
1	令和7年7月16日	住所 千代田町 氏名 金子三吉		
2	令和7年7月16日	住所 千代田町 氏名 橋本博之		
3	令和7年7月16日	住所 千代田町 氏名 茂木琴絵		
4	令和7年7月16日	住所 千代田町 氏名 柳沼哲夫		
5	令和7年7月16日	住所 千代田町 氏名 田中弘明		
6	令和 年 月 日	住所 千代田町 氏名		
7	令和 年 月 日	住所 千代田町 氏名		
8	令和 年 月 日	住所 千代田町 氏名		

備考

- 1 著名者は、住所等及び自筆による著名を記載したものである。
- 2 各著名簿に通じる一連の番号を付すること
- 3 有効無効の確認欄は、記載しないこと
- 4 著名の有効無効を判断する基準日は、審査請求書が千代田町議会事務局の事務所に到着した日とする。
- 5 著名簿は、政治倫理審査会委員、議長、副議長、議会運営委員会の議員及び議会事務局の職員が閲覧できるものとする。

一般会計予算に反対しました

令和7年6月号

千代田町議会議員 大谷 純一

内容…令和7年3月定例会において一般会計予算に反対しました

総論は賛成ですが、一般会計予算の中身の2点に対して納得がいかないため。その1点はマナベインテリアハーツ様の横の公園整備事業ともう1点は東部住宅団地拠点整備事業です。

上記2点とも西呂楽土地開発公社（現千代田町土地開発公社）の運営する益金（この公社が土地を買収して造成し企業に販売して儲かったお金）約8億円のうち3億円を町へ寄付したお金を使い、1億円を公園整備事業に1.5億円（予算時は1.2億円に減額）を東部住宅団地拠点整備事業に使うという内容です。

理由…令和7年2月17日の全員協議会にて上記の説明が担当課からあり、3月14日の採決となりました。本来、千代田町は予算50億から55億程度の町ですが、ふるさと納税が堅調なため88億もの予算と膨れ上がっています。従来ならば、1億のお金の使い道に対して慎重だったはずが、潤っているせいか、儲かった余剰金という考え方からなのか、ズサンであると判断しました。

何が問題なのか…億を超える公共事業を執行する場合は年次計画や短期計画などで、次は町の施設でこれこれを造りたいあるいは改築したいなどのアナウンスが相当前からあってしかるべきで、約1か月間でその賛否を下せというのは拙速すぎます。東京都の1億円と千代田町の1億円では重さが違います。

まず、公園整備事業とはスケートボード（通称スケボー）の初心者用の公園（コンクリートの施設）を造るという内容で、なぜ必要なのか理解に苦しみます。小中学校の児童・生徒、PTAや子供会等からこういう施設が欲しいと要望があったのか、あるいは千代田町でのスケートボードの競技人口はどれくらいあるのかたずねたところ、回答はありませんでした。つまり、執行部側は何の根拠もなく建設を進めているということになります。

次に、東部住宅団地拠点整備事業ですが、ふれあいタウンの案内所が老朽化しているから建て直すだけなら必要なものと判断できるので理解できますが、それとは別に飲食店仕様の店舗を2つを造り、案内所と併せて3店舗に入る複合施設を造り、他の2店舗を30年で償還出来る程度の家賃で入居者を募集するというので反対しました。

本来、町は飲食店などをやりたい業者がいたら土地のみを販売し、法に則り自分が好きな形の店舗を造って下さいというのが原理原則だと思います。それが上物を町が造り、入居者から家賃を支払ってもらって営業するというスタンスに違和感を覚えます。高額な金額を投資して上物を造れば家賃が高くなります。高額な家賃を払う業者が入居したとしても恒常に営業を続けられるのか疑問です。

編集後記

最初のスケートボードパークにしても議会広報紙の『大河』170号にもありました。町民に取材すれば『いいですね』というのは当たり前です。それが1億円かけても町にとって必要なのか、欲しいものなのかを慎重に判断するのが議会だと思います。町民のどれだけの人が欲しいのか、どこからも要望もなく、競技人口も把握していない。建設業者に仕事を与えるためだけの公共工事と感じてしまうのは私だけでしょうか。

町長の下請けではない議会

議員の中には『町長の提案した事だから賛成します』。『町の事業を全力で応援します』、と一般質問でもそう言う議員がいます。議員とは町長がやろうとしている事にYESなのかNOなのか、最終的に判断する議決機関です。YESだけ優先順位が違うのではないか、YESだけ金額が高いのではないか、そういう町にとって町民にとって必要な度合いに順番を付けるのも議員の仕事です。

『大河』170号の8ページのよう、私が反対した趣旨もわかるようには載っていません。町にとって不都合な事は議会紙にも載せられない。こんなで町が良くなるでしょうか。

○千代田町議会議員政治倫理要綱

平成21年12月17日

議会告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、千代田町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者として、地方自治の本旨に従って、その使命達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として、その品位又は名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 納税等国民の義務の遂行については、議員として、自ら町民に範を示すこと。
- (3) 政治活動に関して、法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守すること。
- (5) 町又は町が設立した公社並びに町が資本金、基本金その他これらに準ずるものをお資している法人（以下「町等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）について、特定の業者のために推薦、紹介その他有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の

2 の規定の趣旨を尊重し、町等が行う請負契約等について、いやしくも町民に對し疑惑の念を生じさせるような行為をしないこと。

(7) 町の職員（会計年度任用職員を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(8) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、関与しないこと。

（審査の請求）

第4条 町民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の4分の1以上の者の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、千代田町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査請求者及び審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）を除く議員全員とし、議長が委嘱する。

3 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、解嘱されるものとする。

（審査会の職務及び権限）

第6条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象議員及び関係者に對し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、対象議員に弁明の機會を与えなければならない。

3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚

偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(審査会の審査結果)

第7条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を町民に公表しなければならない。

(審査結果の尊重)

第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議長職務の代行)

第9条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この要綱に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。ただし、議長が特に必要と認めた事項については、議長が全員協議会等に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年議会告示第1号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

千代田町議会議員政治倫理要綱（逐条解説）

平成21年12月17日

議会告示第1号

（目的）

第1条 この要綱は、千代田町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【第1条解説】

議員の政治倫理の基本となる事項を定めることを本要綱の目的として規定しています。

※「町民」とは、選挙権の有無にかかわらず、千代田町内に在住する者、在勤する者、在学する者等のことをいいます。

（議員の責務）

第2条 議員は、町民全体の代表者として、地方自治の本旨に従って、その使命達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

【第2条解説】

議員の責務について規定しています。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。

(1) 町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 納税等国民の義務の遂行については、議員として、自ら町民に範を示すこと。

(3) 政治活動に関して、法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様に取り扱わせるよう措置すること。

- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定を遵守すること。
- (5) 町又は町が設立した公社並びに町が資本金、基本金その他これらに準ずるものに出資している法人（以下「町等」という。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約（以下「請負契約等」という。）に関して、特定の業者のために推薦、紹介その他有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町等が行う請負契約等について、いやしくも町民に対し疑惑の念を生じさせるような行為をしないこと。
- (7) 町の職員（会計年度任用職員を含む。次号において同じ。）の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (8) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、関与しないこと。

【第3条解説】

政治倫理基準として議員が遵守すべき事項を次のように規定しています。

- (1) 議員の品位又は名誉を損なう行為や不正の疑惑を持たれる恐れのある行為の禁止
- (2) 納税等国民の義務を果たし町民に模範を示すこと
- (3) 法人その他の団体からの政治的・道義的批判の恐れがある寄附受領の禁止
- (4) 公職選挙法の規定の遵守
- (5) 町等が行う工事請負契約、業務委託契約又は物品購入契約の締結に関して特定業者が有利になるような取り計らいの禁止
- (6) 町等が行う請負契約等について町民の疑念を招く行為の禁止
- (7) 町職員の公正な職務遂行の妨害及び権限の不正行使の働きかけの禁止
- (8) 町職員の人事への不当な影響力行使の禁止

※「職員」とは、正規職員のみならず、会計年度職員及び臨時職員も含む。

（審査の請求）

第4条 町民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の4分の1以上の者の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否

の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

【第4条解説】

政治倫理基準に違反している場合、町民又は議員が審査を請求できる旨規定しています。

（政治倫理審査会の設置等）

第5条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、千代田町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、審査請求者及び審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）を除く議員全員とし、議長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、解嘱されるものとする。

【第5条解説】

調査の請求を受けたとき、議長は議会内に議員で構成する政治倫理審査会を設置して審査する旨を規定しています。また、審査会の委員は審査請求者及び審査対象議員を除く議員全員とすることや、委員の任期、守秘義務などについて規定しています。

（審査会の職務及び権限）

第6条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象議員及び関係者に對し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするとき

は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

【第6条解説】

審査会は、審査請求に係る資料請求、事情聴取等の必要な調査ができることや、審査対象議員の弁明、審査会の会議が原則公開であることなどを規定しています。

(審査会の審査結果)

第7条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を町民に公表しなければならない。

【第7条解説】

審査結果の報告、公表について規定しています。

(審査結果の尊重)

第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

【第8条解説】

審査結果に対する議長の対応について規定しています。

被請求議員の必要な措置として考えられるのは、公の場での謝罪あるいは辞職が考えられます。議会としては、最終的には辞職勧告決議が考えられます。

(議長職務の代行)

第9条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この要綱に規定する議長の職務を行う。

【第9条解説】

議長及び副議長が審査請求の対象になった場合の議長の職務の代行について規定しています。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。ただし、議長が特に必要と認めた事項については、議長が全員協議会等に諮って定める。

【第10条解説】

この条例の手続きの詳細に関しては、別に規則等で定める旨などを規定しています。